

水源の森を守ろう！ シリーズ④

木曾広域連合では、森林整備協定の締結により豊かな水を育む『水源の森』を守ろうと、木曾川を通じて交流を深めている下流域の皆さんと一緒に森林整備事業を進めていきます。

今回は、来年度から始まる【森林整備協定推進事業】のご紹介です。

木曾川『水源の森』森林整備協定推進事業 平成17年度事業開始！！

対象となる事業	森林造成事業として行われる事業が対象です。 ※町村で嵩上げ措置が必要です。
対象となる作業	間伐、除間伐、抜き伐り等の間伐事業が対象です。
対象となる林齢	補助事業による林齢（11年生～60年生）までが対象です。 ※従来の林齢制限が緩和され、森林整備協定締結により60年生までの切捨て間伐が行なえるようになりました。
対象となる人	事業を行なう人で、森林所有者・町村・森林組合・生産森林組合等が対象です。
基金の投入方法	事業の実行経費から国・県補助金及び町村補助金を差し引いた所有者負担額に上下流基金をそれぞれ投入し、所有者負担の軽減を図ります。
森林所有者の自己負担額	間伐及び抜き伐り等 …………… 1haあたり2,000円 除間伐 …………… 1haあたり4,000円 ※それぞれのケースにより異なる場合があります
申請手続き	通常の補助事業手続きに、森林整備協定推進事業分の手続きが加わる形となり、各町村役場を經由して木曾広域連合に提出する仕組みとなります。

ここがポイント！

●森林整備協定の締結により...

- ① これまで補助対象ではなかった高齢級の山の整備に、国・県等の補助が受けられます。
- ② 上流・下流基金の投入により、所有者負担額が軽減されます。

～ 詳しくはお近くの役場林務係または森林組合へお問合せください ～